

参加資格審査申請要領

(長門市地域おこし協力隊採用支援業務)

令和 8 年度長門市競争入札参加資格名簿（業務委託）に登載されていない者が提出する書類

1 提出書類

- (1) 申請書類一覧表
- (2) 参加資格審査申請書
- (3) 委任状
- (4) 使用印鑑届
- (5) 印鑑証明書
- (6) 登記簿謄本
- (7) 役員一覧表
- (8) 財務諸表（決算報告書）等
- (9) 納税証明書

2 申請書作成の注意点

※市内業者とは「長門市内に本店、又は、委任を受けた営業所がある者」で、市外業者とは「市内業者以外の者」をいう。

(1) 申請書類一覧表（様式第 1 号）

- ①必要な提出書類を確認のうえ、書類は、申請書類一覧表の順で提出すること。

(2) 参加資格審査申請書（様式第 2 号）：市内業者・市外業者

- ①日付は必ず記入すること【郵送→郵送した日か記入日、持参→持参した日か記入日】
- ②住所・商号・代表者名を、ゴム印で押印しないこと。
- ③住所において、登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入すること。
- ④地番等を「-」で記載しないこと。
- ⑤押印する印鑑は、実印とする。
- ⑥様式に手書きされる場合は、丁寧に記入すること。

(3) 委任状：市内業者・市外業者

- ①記載例を作成していますので、参考にしてください。
- ②委任事項は、最低限、「参加意向申出及び提案書の提出権限」、「契約締結権限」、「請負代金の請求受領権限」並びに「契約の履行に関する一切の権限」が委任されていることを必ず記載すること。

(4) 使用印鑑届（様式第 3 号）：市内業者・市外業者

- ①日付は、記入日とする。
- ②住所・社名等を、ゴム印を使用して記載しないこと。
- ③住所は、都道府県から記入し、番地等を「-」で記載しないこと。
- ④登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入すること。
- ⑤法人の種類を表す文字を(株)、(有)等で省略しないこと。
- ⑥様式に手書きされる場合は、丁寧に記入すること。
- ⑦印鑑は、実印とする。

(5) 印鑑証明書：市内業者・市外業者

- ①所管の法務局で交付
- ②証明は、提出前3箇月以内の日付とする。

(6) 登記簿謄本：市内業者・市外業者

- ①証明は、提出前3箇月以内の日付とする。
- ②写し可

(7) 役員一覧表（様式第4号）：市内業者・市外業者

- ①本店所在地及び商号又は名称を、ゴム印で押印しないこと。
- ②住所において、登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入すること。

(8) 財務諸表（決算報告書）等：市内業者・市外業者

- ①直近の貸借対照表、損益計算書

(9) 納税証明書※1：市内業者・市外業者

- ①証明は、提出前3箇月以内の日付とする。

※1 納税証明書について

種類		証明内容	
国税 (写し可)	法人税 消費税及び地方消費税	未納がないこと。または、 納付すべき額及び納付済み額	税務署長
都道府県税 (写し可)	全税目	未納がないこと。	都道府県税事務 所長
市税 (写し不可)	全税目	滞納がないこと。	長門市長

○国税（写し可）

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納がないことを証する納税証明書又は納付すべき額及び納付済み額を証する納税証明書を提出してください。
ただし、消費税及び地方消費税については、免税業者であれば、当該納税証明書を提出する必要はありません。

○都道府県税（写し可）【主たる営業所が置かれている都道府県】

- ・全税目について、未納がないことを証する納税証明書を提出してください。

○市税（写し不可）

- ・全税目についての滞納がないことを証する納税証明書を提出してください。
- ・長門市内に営業所等がなく、市税の納税義務のない場合、納税証明書の添付は不要です。

3 申請書の提出部数

- ・提出部数 1部

4 その他

- ・この様式以外で提出された申請書や訂正があるものについては、申請者負担で返送します。訂正があった場合も含め、期限後の申請は一切受け付けません。
- ・日付がないものについても、上記と同様の取扱いとします。